

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度真岡市一般会計補正予算（第 4 号）を、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 1 8 日

真岡市長 中 村 和 彦

記

令和 8 年度真岡市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 , 6 8 4 , 0 1 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。



歳 出

(単位：千円)

款	項
6 農林水産業費	
	1 農業費
歳 出 合 計	

補正前の額	補正額	計
1,112,363	990	1,113,353
1,098,108	990	1,099,098
38,683,023	990	38,684,013







3 歳 出

6 農林水産業費  
(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	1,112,363	990	1,113,353				990
1 農業費	1,098,108	990	1,099,098				990
6 農地費	485,298	990	486,288				990

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	990	土地改良事業費 990